

28製販療Ⅲ第2号

第三種動物用医療機器製造販売業許可証

氏名又は
名称 株式会社アステック

主たる機能を
有する事務所
の所在地 茨城県つくば市東新井14-3

主たる機能を
有する事務所
の名称 株式会社アステック

許可の
有効期間 平成28年3月1日から
平成33年2月28日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第23条の2第1項の規定により許可を受けた第三種動物用医療機器の製造販売業者であることを証する。

平成28年1月22日

農林水産大臣 森山 裕

